令和3年6月9日

<u>電波法施行規則等の一部を改正する省令案</u> (令和3年6月9日 諮問第12号)

[度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ku帯非静止衛星通信システムの導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹 · 衛星移動通信課

(羽多野課長補佐、塚田係長)

電話:03-5253-5816

諮問第12号説明資料

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(高度約 500km の軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ku 帯非静止衛星通信システムの導入)

1 諮問の概要

小型人工衛星の実用化が比較的容易になったことにより、通信の遅延時間が短い中・低軌道に打ち上げた多数の小型衛星を連携させて一体的に運用する「衛星コンステレーション」を構築し、高速大容量通信など多様なサービスを提供することが可能となった。このような中、高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ku 帯非静止衛星通信システム(Ku 帯非静止衛星通信システム(500km))による新たな通信サービスが開始される予定であり、我が国でも本サービスを導入可能とするための検討を行うため、平成29年6月より、情報通信審議会情報通信技術分科会衛星通信システム委員会において同システムの技術的条件について検討が進められ、検討の結果として、令和2年12月15日に情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

当該答申を踏まえて、我が国においても当該システムの導入に向けた制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部改正を行うものである。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック

- (1) 電波法施行規則関係
- ・特定無線局の対象とする無線局及び無線設備の規格に Ku 帯非静止衛星通信システム (500km) の無線局及び無線設備の規格を追加。

【第 15 条の2及び第 15 条の3】

- ・その他規定の整備。【別表第2号の5】
- (2) 無線局免許手続規則関係
- ・特定無線局の無線局免許申請様式の対象に Ku 帯非静止衛星通信システム(500km)の無線局を追加。【別表第2号の4】

- (3) 無線局運用規則関係
- ・Ku 帯非静止衛星通信システム(500km)の無線局の送信空中線の最大輻射の方向の仰角及び電力東密度の規定を追加。【第 262 条の 2】
- (4) 無線設備規則関係
- ・Ku 帯非静止衛星通信システム(500km)の副次的に発する電波等の限度の規定を追加。【第24条】
- ・携帯移動地球局及び地球局の無線設備の条件に Ku 帯非静止衛星通信システム(500km)の無線設備の技術基準を追加。【第49条の23の5、第54条の3】
- ・Ku 帯非静止衛星通信システム(500km)の占有周波数帯幅の許容値及びスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値の規定を追加。 【別表第2号、第3号】
- ・その他規定の整備。【第 49 条の 23 から第 49 条の 23 の4まで、第 49 条の 24 の4】
- (5) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則関係
- ・特定無線設備の対象に Ku 帯非静止衛星通信システム (500km) の無線設備を追加。【第2条】
- ・技術基準適合証明のための審査等に係る Ku 帯非静止衛星通信システム (500km) の規定を追加。【別表第1号、別表第2号、様式第7号】
- 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和3年3月9日(火)から同年4月7日(水)までの期間において実施済みであり、5件の意見があった。

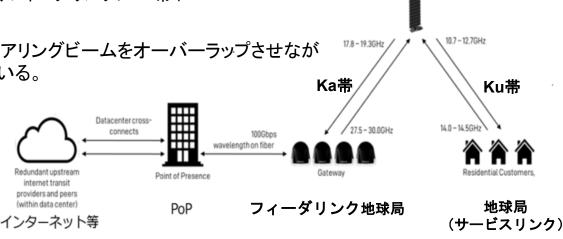
Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の導入

諮問の概要

- 小型の人工衛星の実用化が比較的容易になったことにより、通信の遅延時間が短い中・低軌道に打ち上げた多数の小型衛星を連携させて一体的に運用する「衛星コンステレーション」を構築し、高速大容量通信など多様なサービスを提供することが可能となった。
- このような中、高度500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システム(Ku帯非静止衛星通信システム(500km))が、令和3年にサービス開始予定であり、我が国でもサービスを導入可能とするため、情報通信審議会において技術的条件の検討を行い、令和2年12月に一部答申を受けた。これを受け、今般制度整備を行う。

システムの概要

- 本システムは、高度約500kmの複数の軌道に合計4,408機の小型衛星を配置した衛星コンステレーションを利用し、全世界にブロードバンド衛星通信サービス、特にインターネット接続を提供する。
- サービスリンクにKu帯(10.7~12.7GHz/14~14.5GHz)、フィーダリンクにKa帯(17.8~19.3GHz/27.5~30GHz)を用いる。
- サービスリンクは、複数の衛星から直径約25kmのステアリングビームをオーバーラップさせながら特定のエリアを照射し、動的にカバレッジを形成している。



宇宙局

Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の利用シーン等

利用シーン・端末例

○ Ku帯非静止衛星通信システム(500km)は、陸上での可搬型の地球局のみでなく、船舶搭載、航空機搭載の移動地球局(移動中に運用を行う地球局)として多くの利用シーンが想定されている。例として法人・官公庁向けには災害時のバックアップ回線の提供などのBCP用途、携帯電話不感地帯における基地局バックホールの提供などが陸上の可搬型の地球局の利用シーンとして、また、航空機、船舶へのブロードバンド衛星通信サービスの提供が移動地球局の利用シーンとして検討されている。これらの利用シーンへ対応するため、複数のユーザ端末の開発が進められている。

<利用シーン>



<ユーザ端末の一例>

アンテナタイプ	想定サービス	G/T	サイズ(cm)	スループット	追尾方式
フラットパネルアンテナ	コンシューマー利用 法人・官公庁 携帯バックホール IoTバックホール 海上利用 遠隔地利用	9dB/K	48(直径)	100Mbps DL 40Mbps UL	電気式 (フェーズド アレー)

改正省令案の概要

改正の対象となる省令

※必要的諮問事項のものはゴシック体

- 電波法施行規則 【必要的諮問事項を含む】
- 無線局免許手続規則
- 無線局運用規則【必要的諮問事項】
- **無線設備規則 【**必要的諮問事項】
- 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 【必要的諮問事項を含む】



当該システムの国内への導入に必要な省令改正を実施

改正省令の主な改正点

- 電波法施行規則関係
 - ▶特定無線局の対象とする無線局及び無線設備の規格にKu帯非静止衛星通信システム(500km)の無線局及び無線設備の規格を追加。 【第15条の2及び第15条の3】
- 無線局免許手続規則関係
 - ▶特定無線局の無線局免許申請様式の対象にKu帯非静止衛星通信システム(500km)の無線局を追加。【別表第2号の4】
- 無線局運用規則関係
 - >Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の無線局の送信空中線の最大輻射の方向の仰角及び電力東密度の規定を追加。【第262条の2】
- 無線設備規則関係
 - >Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の副次的に発する電波等の限度の規定を追加。【第24条】
 - ▶携帯移動地球局及び地球局の無線設備の条件にKu帯非静止衛星通信システム(500km)の無線設備の技術基準を追加。【第49条の23の 5、第54条の3】
 - →Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の占有周波数帯幅の許容値及びスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値の規定を追加。 【別表第2号、第3号】
- 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則関係
 - >特定無線設備の対象にKu帯非静止衛星通信システム(500km)の無線設備を追加。【第2条】
 - ▶技術基準適合証明のための審査等に係るKu帯非静止衛星通信システム(500km)の規定を追加。【別表第1号、別表第2号、様式 第7号】

改正•制定告示案

	対象告示	制定根拠
1	無線局免許手続規則第30条の2第2項第6号の規定に基づく外国の無線局等の無線設備が電波法第3章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実(昭和55年郵政省告示第329号)【一部改正】 Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の追加による条項番号の修正	無線局免許手続規則第31条第2項第5号
2	無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件(平成16年総務省告示第859号) 【一部改正】 Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の規格コードを追加	無線局免許手続規則別表第2号第1
3	無線局運用規則第262条の2ただし書の規定に基づく総務大臣が別に告示する場合(平成 18年総務省告示第102号)【一部改正】 Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の追加による条項番号の修正	本件による改正後の無 線局運用規則第262条の 3
4	無線設備規則第24条第33項及び別表第3号の68において定められている無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件【新設】 Ku帯非静止衛星通信システム(500km)の無線設備の無線設備の不要発射の強度の許容値等を規定	本件による改正後の無線設備規則第24条第33項及び別表第3号の68

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方 「高度約 500km の軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ku 帯非静止衛星通信システムの導入」

(意見募集期間:令和3年3月9日~同年4月7日)

【提出意見件数(意見提出者数):5件】

No.	意見 提出 者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を 踏まえた案 の修正の有 無
1	KDDI 株式 会社	全般	高度 500km の軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ku 帯非静止衛星通信システムは、静止衛星と比較し低遅延な通信システムであり、日本国内において未だ通信インフラが発達していないエリアや、災害時等の通常の地上インフラが利用できない状況等での利用が期待されております。今回の制度化はこのようなエリアにおける諸問題の解決に資するものと考えることから、本省令案に賛同いたします。また、本省令等が速やかに施行されることを希望いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
2-1	スカパ ー JSAT 株式	無線設備規則第 49 条 23 の 5 (一般)	VSAT には "送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。" との条件がありますが (無線設備規則第 54 条の 3 第 3 項第 1 号へ)、携帯移動地球局にはこの条件を課す必要はないのでしょうか?	御指摘を踏まえ、当該箇 所を修正します。	有
2-2	会社	無線設備規則第 49 条 23 の 5 第 1 項第 2 号 無線設備規則第 54 条の 3 第 3 項第 2 号 送信装置の条件	ここで規定されている軸外輻射電力は、スターリンクシステムが使用する周波数割当に関し、その責任主管庁が国際電気通信連合 (ITU) にファイリングしている情報の一部であり、ITU ではこの情報を含むファイリング情報を用いて、答申の 2.3 (3) 及び無線通信規則に記載されている epfd ↑制限値への適合を確認しておりますので、今後スターリンクシステムが使用する周波数割当 (ITU へのファイリング) が変わった場合、この軸外輻射電力を守るだけでは epfd ↑制限値を満足するとは言えません。したがい、今後スターリンクシステムが使用する周波数割当が変更された場合には、本規定を見直す必要があると考えます。	軸外輻射電力に係る規定は、情報通信審議会から一部答申された技術的条件に基づくものです。 無線通信規則は、適切に遵守されるべきものと考えており、御指摘の点は今後の参考とさせて頂きます。	無
2-3		総務省告示第1条第1項 注	答申における送信装置の条件の 2.1(4) では "必要周波数帯	御指摘を参考に当該箇所	有

	搬送波の平均電力から○○デシ ベル以下	幅内における4kHzの周波数帯幅あたりの平均電力から25dB以下であること"とされていますが、左記の"平均電力"は"4kHzの周波数帯幅あたりの平均電力"と理解してよろしいでしょうか?無線設備規則において"基本周波数の平均電力"という表現を使っている場合もありますので、どちらに該当するのか確認させていただきたく、お願いいたします。		
2-4	審査基準 (別紙 2 第 3 の 1 (1)) (一般)	現行の審査基準に"主として固定衛星業務を行うために、対地静止衛星に開設する法第6条第4項に定める人工衛星局又は権限のある主管庁の許可を受けた人工衛星の無線局"((ア))との記述がありますので、ここを改定しない限り非静止衛星システムには適用できないものと考えます。また、"地球局から人工衛星局への正常な電波伝搬路が確保"((イ))や、"地球局と同一周波数帯を共用する宇宙無線通信業務以外の無線通信を行う無線局(以下「地上無線通信の局」という。)に与える混信妨害の程度は、(チ)に規定する混信保護の標準値を満たすものであること。"((チ))なども非静止衛星システムに適用することは難しいと考えますので、改定についてご検討いただきたく、お願いいたします。	御指摘を踏まえ、当該箇所を修正します。	有
2-5	審査基準(別紙2第3の1(1) エ(エ); 現行) 地球局の周波数偏差と人工衛星 局の局部発振周波数の偏差の和 は、人工衛星局の周波数許容偏 差の範囲内であって、かつ、適用 する伝送の種別ごとに、回線品質 を維持するために適切な範囲内 であること。	規則に規定されている 100 ppm まで許容すると、分配された周波数の端で運用した場合、周波数偏差によってダウンリンク周波数が分配帯域から逸脱する可能性があるのではないでしょう	御指摘を踏まえ、当該箇 所を修正します。	有
2-6	国際調整の範囲であって、(タ)に	スターリンクシステムについては、答申の 4.1 にある "ITU-R の審査により無線通信規則 22 条の EPFD 制限値へ適合と判定されていること"が条件となっているものと理解しております。 ITU で epfd 制限値への適合を確認する際は、前述のとおり、軸外輻射電力だけではなく、通信の相手方となる人工衛星の、同	御指摘を踏まえ、当該箇 所を修正します。	有

				·
	必要最低限の値となっていること。	一周波数を用いる地球局の地理的密度、間隔など、epfd の計算根拠になっている条件についても確認しないと、実際に国際調整の範囲内で運用していることを審査できず、他の衛星網に対して容認しえない干渉を引き起こす可能性があると考えます。また、無線設備規則第49条23の5及び第54条の3に無線設備の条件が規定された地球局及びそれと通信系を構成する制御局及び基地局並びに通信の相手方となる人工衛星局等に対し、情報通信審議会報告書§2.2.7の "※1 単一のITU 調整/ 通告資料で公表された結果およびその妥当性について事業者間で確認されていること。"をここ、或いは後述の別紙2第3の1(1)工(チ)Dに規定すべきと考えます。		
2-7	審査基準(別紙2第3の1(1) エ(チ)D) 対地静止衛星とのビームの離隔 が18度以下となる場合は、静止 衛星に干渉を与えない位置に存 在する「スターリンクシステムの人 工衛星局」を選択して通信を行う こと。	となる衛星とは通信しない前提で検討されており、ITU へのファイリングでもそのように申請されているものと認識しています。したがい、18 度以下となる衛星との通信を許容すると、国際調整	御指摘を踏まえ、当該箇 所を修正します。	有
2-8	審査基準 (別紙 2 第 3 の 1 (17)) (一般)	VSAT の場合周波数、電力密度は国際周波数調整の合意範囲内であることが条件と理解しましたが、携帯移動地球局に同じ条件が規定されていないのは何故でしょうか。実際、周波数調整の結果、周波数や電力密度に制限が課せられる可能性がありますので、携帯移動地球局の条件を VSAT の条件に合わせるべきではないかと考えます。	御指摘を踏まえ、当該箇 所を修正します。	有
2-9	審査基準 (別紙 2 第 3 の 1 (17) ア) 電気通信事業者が、無線設備規則第 49 条の 23 の 5 に規定する人工衛星局(以下「スターリンクシステムの人工衛星局」という。)の中継により携帯移動衛星通信を	みでは周波数共用条件等、情報通信審議会にて技術的条件の 検討を行ったシステムに限定することができないため、検討の前 提条件を担保できず、他の無線システムに有害な混信を引き起	は、昨年12月に情報通信審 議会が一部答申した技術的 条件の対象となるシステム	無

	行うために開設する携帯移動地 球局に適用する。	のです。当該規定においては軌道高度のほか、使用する周波数も限定されており、現時点において、適当な規定であると考えます。	
2-10	オ (イ)) 当該電気通信事業者の業務区域	御指摘を踏まえ、当該箇所を修正します。	有

	1					ı
3	Viasat	全般	<要旨>	今後の検討の参考にさせ	無	
	Japan		将来の計画を立てるには、地球近傍の宇宙空間のような希少な			
	合同		資源を賢く利用する必要があります。新たな技術開発には、必	備案は、情報通信技術分科		
	会社		要不可欠なスペクトル資源のルールへの公平なアクセスを確保	会より一部答申された技術		
			し、軌道、きれいな大気、暗くて静かな夜空へのアクセスを共有	的条件を下に作成されたも		
			するルールが必要です。	のです。		
			最後に、上記の具体的な勧告を考慮し、MIC および日本の他の			
			規制機関は、NGSO 衛星メガコンステレーションが日本へのサー			
			ビスを提供するための衛星調整およびライセンスを許可する前			
			に、申請者が次のことを行っておらず、今後も行わないことを適			
			切に示すことを要求することを求めます。			
			・ITU の要求に反して、Viasat や日本でライセンスを受けている			
			他の事業者を含む GSO 衛星ネットワークに許容できない、さ			
			らには有害なレベルの干渉を与えること。			
			・他の NGSO 衛星事業者が競争力のあるサービスを提供する			
			ことを不当に制約すること。			
			・GSO、NGSO を問わず、市場への参入障壁を設けたり、現在			
			または将来の競合他社を追い出したりすること。			
			・空間を汚したり、日本でサービスを提供しようとする他者の空			
			間への物理的なアクセスを妨げたりすること。			
			大気を汚染すること。			
			・暗くて静かな空を汚し、電波天文学や光学天文学、天体写真			
			撮影に支障をきたすこと。			
			日本が、スペクトルや軌道への適切なアクセスを通じて、宇宙に			
			おける日本の運命をコントロールできるようにするために、また、			
			LEO の大型コンステレーションによる環境への悪影響を防ぐた			
			めに、これらの問題に関する適切な政策を採用することが非常			
			に重要です。			
4-1	(株)放	電波法関係審査基準の一部を改	この規定案は、スターリンク衛星の静止衛星への干渉回避技術	御指摘を踏まえ、当該箇	 有	
	送衛	正する訓令案	を審査基準に導入したものであり、支持できます。しかし、「対地		,,	
	星シ	— > WHI 12 >1	静止衛星とのビームの離隔が 18 度以下となる場合は」というの			
	I — ·	別紙2(第5条関係)無線局の目	は、離隔が 18 度以下で運用するときの条件を表しているように			
		的別審査基準	もとらえられます。正確には、「静止衛星に干渉を与えないよう			
		11777日五至十	しこうだったのう。正確には、前上州王に「沙と子だめいの)			j

		第3 衛星関係 1 システム別審査基準 (1) 通信衛星を用いて固定衛星	に、対地静止衛星とのビームの離角が 18 度以上となる位置に存在するスターリンクシステムの人工衛星局を選択して通信を行うこと。」と思われますので、このように修正することを要望します。		
4-2		業務(放送衛星業務を併せて行う場合を含む。)を行う無線局工技術審査(チ)混信保護D混信保護のための干渉調整(I7)非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するものキ他の無線局との干渉調整	要望します。なお、スターリンクシステムの人工衛星局にも、対 地静止衛星とのビームの離角が 18 度以上となる位置に存在す る地球局と通信する機能がついており、地球局は離角が 18 度	参考として承ります。なお、御指摘のような運用が行われることが規定されていれば十分であり、無線設備の機能について重ねて規定を設ける必要はないものと考えます。	無
5-1	個人	全般	通信以外の用途での使用は予定されているのでしょうか?	本改正案は、高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入に向け、制度整備を行っているものです。	無

令和3年6月9日

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (令和3年6月9日 諮問第13号)

[高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ku帯非静止衛星通信システムの導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(伊藤周波数調整官、福川係長)

電話:03-5253-5875

諮問第 13 号説明資料

周波数割当計画の一部を変更する告示案

(高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入)

1 諮問の概要

小型の人工衛星の実用化が比較的容易になったことにより、「衛星コンステレーション」を構築し、高速大容量通信など多様なサービスを提供することが可能となったことを受け、高度約 500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムのサービスの開始が予定されている。

本件は、このような状況を踏まえ、高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入を可能とするため、電波法施行規則等の一部改正に合わせて、必要となる周波数割当計画(令和2年総務省告示第411号)の変更を行うものである。

2 変更概要

現在の周波数割当計画において、14GHzを超え 14.5GHz以下の周波数を使用する航空移動衛星業務の航空機地球局は、脚注により固定衛星業務の宇宙局と通信することができるところ、本件システムは携帯移動衛星業務の携帯移動地球局に該当するため、当該脚注に携帯移動地球局も宇宙局と通信することができる旨追加する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和3年3月9日 (火)から同年4月7日(水)までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見は無かった。 現在の周波数割当計画において、14GHzを超え14.5GHz以下の周波数を使用する航空移動衛星業務の航空機地球局は、国内脚注J207により固定衛星業務の宇宙局と通信することができるところ、本件システムは携帯移動衛星業務の携帯移動地球局に該当するため、当該国内脚注に携帯移動地球局も固定衛星業務の宇宙局と通信することができる旨追加する。

○周波数割当計画 周波数割当表 第3表の抜粋 (14-14.5GHz帯の固定衛星及び移動衛星業務のみ)

	国内分配(GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
14-14.5 J207	固定衛星(地球から宇宙) J186 J206	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	(略)
	<u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J215	電気通信業務用 公共業務用	

※下線は二次業務であることを表す。

J207

変更前

この周波数帯において、**二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局**は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第5.29号から第5.31号までの規定を適用する。

J207

変更後

この周波数帯において、<u>移動衛星業務における携帯移動地球局及び航空機地球局</u>は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第5.29号から第5.31号までの規定を適用する。

令和3年6月9日

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 (令和3年6月9日 諮問第14号)

[新スプリアス規格への移行期限の延長]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(伊藤周波数調整官)

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動課基幹通信室

(宮澤課長補佐、岡田係長)

電話:03-5253-5886

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 (新スプリアス規格への移行期限の延長)

1 諮問の概要

総務省では、不必要な電波をできる限り低減させることによって、電波利用環境の維持、向上及び電波利用の推進を図るため、世界無線通信会議における無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に関する無線通信規則 (RR) の改正を踏まえ、平成 17 年に無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示を改正し、平成 17 年 12 月 1 日から新たな許容値(以下、「新スプリアス規格」という。)を適用するとともに、令和 4 年 11 月 30 日まで改正前の許容値(以下「旧スプリアス規格」という。)の適用を可能とする経過措置を設けてきたところである。

これまでに、国内の無線局(携帯電話等包括免許局や包括登録局を除く。)のうち、約8割にあたる約 215 万局は新スプリアス規格への移行が完了しているところであるが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、新スプリアス規格への移行に遅れが生じている。

このため、本件は、新スプリアス規格への移行を継続し、各免許人等へ働きかけを行う一方、このような社会経済情勢に鑑み、令和4年11月30日までとする経過措置を当分の間に改めることとし、関係省令の一部を改正するものである。

2 改正概要

無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)の附則第3条に定める旧スプリアス規格による無線設備の条件及び第5条に定める旧スプリアス規格による適合表示無線設備の表示の効力に係る経過措置期限について、「令和4年11月30日」から「当分の間」へ改正を行う。

また、本改正省令の附則として、令和4年12月1日以降、旧スプリアス規格による無線設備の使用について、一定の運用制限を設けるとともに、既存無線局の免許状に記載されている使用条件について読替え規定を設ける。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法 (平成5年法律第88号) 第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和3年3月27日(土) から同年4月26日(月) までの期間(31日間)において実施済みであり、175者(法人・団体42者、個人133者)の意見が提出された。

スプリアス発射とは

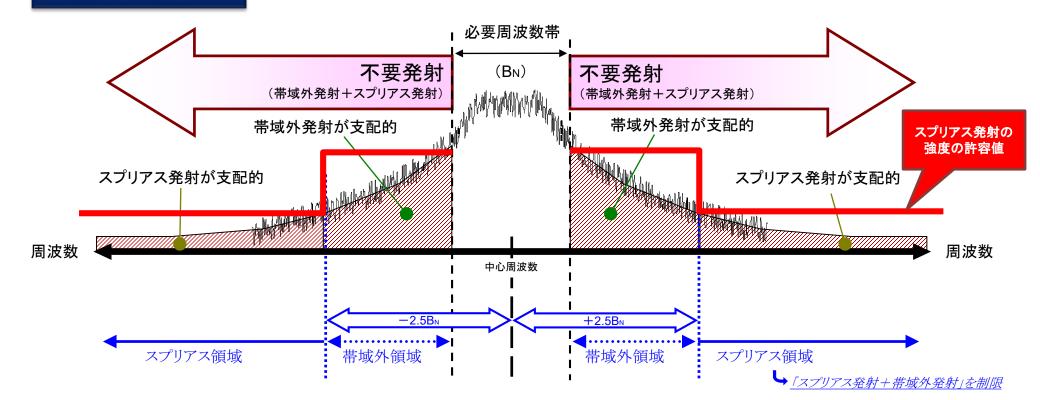
スプリアス発射は、通信を行うのに不必要なものであるばかりでなく、他の通信に有害な混信を与えることもあるので、当該不要な発射の強度を最低の量に制限する必要がある。

無線設備規則では、ITU憲章で定める無線通信規則を踏まえ、無線設備の技術的条件として、必要周波数帯の外側のスプリアス発射及び帯域外発射の強度の許容値を規定している。

スプリアス発射: 必要周波数帯の外に生じ、かつ情報の伝送に影響を及ぼすことなく低減し得る不要発射

帯域外発射:変調の過程において必要周波数帯の外に生じ、スプリアス発射を除く不要発射

スプリアス発射の概念図



新スプリアス規格への移行期限の延長

1. 改正背景

総務省では、ITU憲章で定める無線通信規則の改正を受けて、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値を改正し、平成 17年12月1日から新たな許容値(以下、「新スプリアス規格」という。)を適用するとともに、改正前の許容値(以下、「旧スプリ アス規格」という。)を令和4年11月30日まで適用可能とする経過措置を設定。

これまでに、国内の無線局(携帯電話等の包括免許局等を除く。)の約8割にあたる約215万局が新スプリアス規格への移 行を完了しているが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、設備製造や移行作業に遅れが生じて いる。このため、引き続き、新スプリアス規格への移行を継続し各免許人等へ働きかけを行う一方、このような社会経済情勢 に鑑み、新スプリアス規格への移行期限の延長を行うもの。

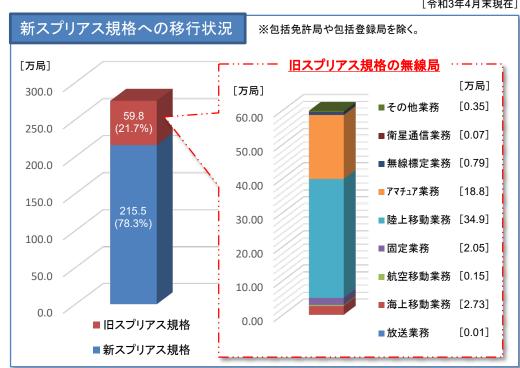
[令和3年4月末現在]

2. 改正概要

無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務 省令117号)の附則第3条及び第5条の一部を改正。

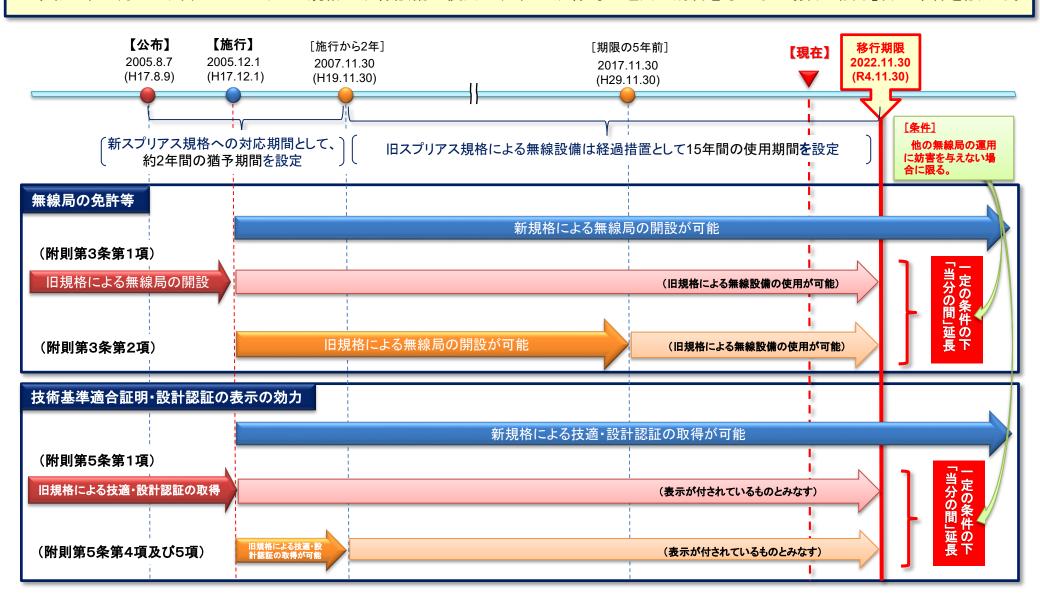
く改正ポイント>

- 附則第3条の旧スプリアス規格による無線設備の技術的条件 及び第5条の適合表示無線設備の表示の効力に係る経過措 置期限を「令和4年11月30日」から「当分の間」へ改正を行う。
- 本改正省令の附則において、新スプリアス規格に移行してい ない無線局の無線設備の使用は、令和4年12月1日以降、他の 無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することがで きる旨の条件を設けるとともに、既存無線局の免許状に記載さ れた使用条件の読替え規定を設ける。



5

- ▶ 新スプリアス規格への移行期限について「令和4年11月30日まで」を「当分の間」に延長する。
- ▶ 令和4年12月1日以降の旧スプリアス規格の無線設備の使用は、「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る」旨の条件を設ける。



(1) 新スプリアス規格への移行期限の延長

新型コロナウィルスの拡大が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしている。例えば、設備の更新に係る工事の遅れや機器の調達の遅れなどの影響が出始めており、各無線局の新スプリアス規格への移行については、これまで、約8割の無線局が移行を完了しているが、前述のとおり新型コロナウィルス等のため、計画通りの移行が困難な旨の要望・要請が寄せられたところである。

このような状況に鑑み、新型コロナウィルス感染症の拡大といった予見が困難な事態において無線局免許人等の利益を確保するとともに国民の社会経済活動に影響がないよう旧スプリアス規格の無線設備の使用期限を「当分の間」とする改正を行うこととするものである。

なお、現時点において、新型コロナウィルスの収束の時期や経済が回復するまでの期間が予断をもって判断できないことから「当分の間」とし、今後、社会経済情勢の変化や機器の買い換え等による新スプリアス規格に適合する無線設備への移行等を総合的に判断し、移行期限を見直していくこととするものである。

(2) 旧スプリアス規格の使用条件

今般の改正は、社会経済情勢等に鑑み、新スプリアス規格への移行期限を延長するものであり、<u>新スプリアス規格への移行は継続</u>するものである。

早期に新スプリアス規格への移行を引き続き促進していくため、改正省令の附則において、<u>旧スプリアス規格による無線</u> 設備を使用する無線局に対しては、「令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる。」旨の条件を附すこととし、当初の移行期限以降における無線設備の使用に一定の制約を設け、新スプリアス 規格による無線局の運用に比べてその位置付けを劣位とする。

(3) その他(既存無線局の免許状の条件の扱い)

今般の改正省令の附則において、既存の無線局の免許状に付されている旧スプリアス規格の使用期限の条件は、付されていないこととみなすとともに、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない旨の条件が付されていることとみなす規定を設けることにより、改正に伴う特段の対応を不要とし、今後、無線局の変更や再免許時等において新たに免許状を発給する際にそれらの条件が書き換えられることとなる。

意見募集の結果概要(1)

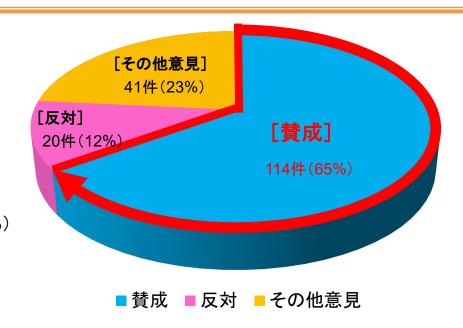
1. 意見募集期間

令和3年3月27日(土)から同年4月26日(月)まで

2. 意見提出数

- ➢ 総数 <u>175件</u> (法人:42件、個人:133件)
- ▶ 賛成: 114件*(65%)、反対: 20件(12%)、その他意見: 41件(23%)
 - ※ 改正案に賛成であるが要望等の意見があるものを含む。





賛否	件数	分野	法人•団体名
	3	放送関係	(株)日経ラジオ社、(株)テレビ東京、(株)テレビせとうち
	1	鉄道関係	東日本旅客鉄道(株)
賛成	29	船舶関係	(一社)日本船主協会、(一社)全国船舶無線協会、(一社)全国漁業無線協会、全国漁業協同組合連合会、各漁業協同組合連合会、各漁業協同組合、各無線漁業協同組合
	2	アマチュア関係	(一社)日本アマチュア無線連盟、(一社)日本ローバンド拡大促進協会
	79	個人	_
	1	アマチュア関係	(一財)日本アマチュア無線振興協会
反対	3	製造・販売関係	(株)光電製作所、岸無線サウンド(株)、斎藤無線(株)
	16	個人	_
この44	3	その他	(有)大塚むせん商会、鴻巣市消防団第六分団、神新汽船(株)
その他	38	個人	_

意見募集の結果概要(2)

3. 提出された主な意見内容

- ▶ 賛成意見については、全体175件の意見に対して114件(65%)を占める。
- ▶ 賛成意見のうち、約4割(44件)の意見については、アマチュア局や小電力無線局などの新スプリアス規格の無線設備への移行期限の撤廃、アマチュア局やスプリアス全般に係る制度等に対する要望などの意見が提出されている。
- ▶ また、反対意見については、20件(12%)であり、その主な理由としては、新スプリアス規格へ移行した者と旧スプリアス 規格のままの者との不公平感が生じる旨の意見が9件、新スプリアス規格への移行期限の延長の必要性はない旨の意 見が7件など提出されている。
- ▶ その他意見としては、41件(23%)であり、特に賛否の意志表示がされておらず、アマチュア局やスプリアス全般に係る制度に対する要望などの意見が提出されている。



1-1 賛成意見(法人・団体からの意見[要旨])

分野	提出されたご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
放送関係 [3件]	・新型コロナウイルス感染症による社会経済、そして企業経営への影響が未だ見通せない状況を踏まえると、たいへん時宜を得た対応だと考える。電波利用環境の維持、電波利用の推進を図る目的のもと、放送局への経営支援にも配慮するというバランスのとれた措置であり、実際、逆風が続くラジオ経営にとっては大いにプラスになることから、本改正案に賛同する。 ・新スプリアス規定に適合する設備への更新、整備に努めてきたが、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況を鑑みて、経過措置を当分の間とすることは免許人にとって有益な措置と考える。 【(株)日経ラジオ社、(株)テレビ東京、テレビせとうち(株)】	本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。	無
鉄道関係 [1件]	・これまで計画的に設備更新を行ってきたが、コロナ禍における無線機製造メーカーの生産能力及び国内で主力の半導体工場が火災に見舞われたことによる部品調達への影響については未だ終息の目途は立っておらず、旧スプリアス規格からの移行に関し、対応期限への遅れに対する懸念は解消されていない。旧スプリアス規格に関する経過処置の期限を当分の間とする今回の改正案については賛同する。 【東日本旅客鉄道株式会社】	本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。	無
船舶関係 [29件]	・外航海運業界における日本籍船舶においても順次、船上機器の新スプリアス機器への対応を図っているが、一部の船舶において旧式の機器を継続使用する必要があることから、新コロナ禍における現状をご配慮いただきましたことにつき感謝する。 ・多くの漁業者は漁業無線を継続的に利用するため、新スプリアス規格への移行を進めているが、新たな機器への換装には、経費負担が生じることから、漁業者や沿岸海岸局にとって課題となっている。特に、昨今の新型コロナウイルス感染症による魚価の低迷等によって、漁業経営に深刻な影響が生じており、こういった状況の中、新スプリアス規格への全面移行には更に猶予期間が必要であるため、経過期間の延長には生産者救済策として時宜を得たものとして評価する。 ・当局より免許人に対して十分な説明が必要である。 【(一社)日本船主協会、(一社)全国船舶無線協会、(一社)全国漁業無線協会、全国漁業協同組合連合会、各漁業協同組合連合会、各漁業協同組合、各無線漁業協同組合】	本件意見募集案に対する賛同意見として 承ります。 新スプリアス規格への移行期限の延長に ついては、免許人等に対して、ホームペー ジの公表など周知徹底に努めて参ります。	無
アマチュア関係 [2件]	・新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、新スプリアス規格への移行に遅れが生じることが想定されることから、新スプリアス規格への移行期限を延長する省令等の一部改正等には賛同し、早期に移行期限を延長する制度の見直しが行われることを希望する。 ・アマチュア無線局にあっては、旧スプリアス規格の無線設備を継続使用できるよう期限を切らず延期とすることは極めて合理的と思料する。 ・技術基準適合証明の無線機器を使用する200Wを超える局の免許手続の簡素化を要望する。 【(一社)日本アマチュア無線連盟、(一社)日本ローバンド拡大促進協会】	本件意見募集案に対する賛同意見として 承ります。 なお、200Wを超えるアマチュア局の免許 手続につきましては、今後の施策の参考と させていただきます。	無

1-2 賛成意見(個人から主なご意見[要旨])

意見種別	提出された主なご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
要望なし [37件]	・改正案に賛成する。	本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。	無
移行期限の撤廃 [17件]	 ・アマチュア無線局に対する新スプリアス規格への移行は、アマチュア業務の目的を鑑み、諸外国同様に努力目標とするよう、移行期限の撤廃を希望する。 ・小電力無線局など空中線電力の低いものは、新スプリアス規格への移行の撤廃を希望する。 ・現時点以降の新規開局申請や追加機器においては「新規制機器」での申請のみ受け付けることとして、既設の機器においては「当分の間、継続使用を認める」措置とするのは他の法改正事例でも散見されるため同様に扱うことを強く求める。 	スプリアス発射の強度の許容値については、無線設備の技術的条件であり、国際電気通信連合(ITU)の無線通信規則による国際基準を踏まえ、国内の全ての無線局の無線設備に対して規律をしております。電波の利用が多様化する中、身近な環境においても様々な無線システムの利用が増加しており、周波数の稠密な利用の実現を図る必要があります。総務省はより適切な電波の利用環境整備に向けて、引き続き、新スプリアス規格への移行を推進していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。	無
アマチュア制度 [13件]	・アマチュア局の新スプリアス規格の規定の適用を撤廃や規定の見直しを希望する。 ・延期期間において、具体的な障害の発生や影響が少ないと判断されれば、旧スプリアス規格によるアマチュア局の免許を受けた機器の利用を可能となるよう検討いただきたい。 ・平成29年12月1日以降は、旧スプリアス規格の無線機にて開設、追加(増設)又は取替の申請手続きを行うことができない旨の規定も延長していただきたい。 ・新スプリアス規格のアマチュア業務の手続きについて、具体的な法令根拠や手続きをわかりやすく公表してほしい。 ・WRC15でアマチュア無線に配分された5MHz帯の国内分配を早急に要望する。 ・アマチュア局にも包括免許を推進することを熱望する。 ・新スプリアス機器への移行したアマチュア業務免許人が最も利益を享受できるよう、スプリアス規格値の改善量分の空中線電力の増力緩和、「自己確認」する技適制度の適用などのインセンティブ政策を付加することを前提に「他の無線局の運用に妨害を与えない限り」旧スプリアス機の再免許を妨げない新たな政策を提案する。	スプリアス発射の強度の許容値については、無線設備の技術的条件であり、国際電気通信連合(ITU)の無線通信規則による国際基準を踏まえ、国内の全ての無線局の無線設備に対して規律をしております。電波の利用が多様化する中、身近な環境においても様々な無線システムの利用が増加しており、周波数の稠密な利用の実現を図る必要があります。総務省はより適切な電波の利用環境整備に向けて、引き続き、新スプリアス規格への移行を推進していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。 また、平成29年12月1日以降の旧スプリアス規格による無線設備の無線局の開設等について、新スプリアス規格への移行を推進しているところであり、旧スプリアス規格の無線設備については、従前のとおり、新たな開設・追加(変更)をすることができません。なお、法令や手続き等については、引き続き、わかりやすい周知・広報に努めて参ります。 アマチュア局の5MHz帯の周波数割当については、今後のアマチュア業務の利用ニーズをはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。 また、アマチュア局のいわゆる包括免許制度やスプリアス規格値に関するご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無

1-2 賛成意見(個人から主なご意見[要旨])

意見種別	提出された主なご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
スプリアス制度 [5件]	 ・新スプリアス規格の適用にあたっては、無線局の種別および地域に応じて適用時期を判断することが望ましい。 ・諸外国に比べて、国内の企業・国民に過度な負担を課すことがないよう配慮することが適切と考える。 ・現在、開発・実用化中のワイヤレス充電をはじめ、電磁波を用いる高周波利用設備に対しては、新スプリアス規制の施行時には所定の周波数帯以外への輻射が「新スプリアス規格」に合致するよう義務付けるべきと考える。 ・旧機種のスプリアス除去に対してフィルタを使用する場合、当該フィルタの特性を公的機関が証明したものを免許人が取得することで代用することも今後の対応案としてあると考える。 ・個人においてはより簡易な計測によって当該送信機が継続利用できるよう、新スプリアス規格検査のための測定器に対する指定の緩和を望む。 	スプリアス規格値等に対するご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
移行期限の期 日の明確化 [4件]	 ・「当分の間」とは、具体的にいつまでを想定しているのか。 ・売上が低下する企業の多い中、設備投資金額も抑制されているため、この時期での期限の延長は妥当であるが、従前の期限までに更新を終わらせるために投資してきた企業や個人の反対感情もあると想定されるため、「当面の間」ではなく明確な期限を設ける方がよいのではないか。 ・社会経済情勢を勘案しつつ計画的に移行を進めるためには、移行期限を例えば一般的な無線局の免許の有効期間である5年間又は2免許期間に当たる10年間の延長とするなど、スケジュールを示すことが免許人等にとって今後の移行計画を立て易くするものと考える。 	今般、新スプリアス規格への移行期限の延長は、新型コロナによる社会経済情勢等の影響により、新スプリアス規格への移行が困難な状況を踏まえて措置するものであり、現時点においてその期間を明確化することは困難なため、当分の間としているところであり、今後の情勢を踏まえ、総合的に判断していきたいと考えております。引き続き、より適切な電波の利用環境整備に向けて、新スプリアス規格への移行を推進していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。	無
周知方法等 [3件]	 ・当局より免許人に対して十分な説明が必要である。 ・現に無線局免許状に使用期限が記載されている場合の扱いを明確にしていただきたい。 ・移行期限の延長により、無線局免許の再免許については旧スプリアス規制機器使用ユーザーに混乱を招かないよう当該無線局の免許人にあらためて通知をすることをお願いする。 	新スプリアス規格への移行期限の延長については、免許人等に対して、ホームページの公表など、周知徹底に努めて参ります。 免許状の条件の記載について、本改正省令案の附則に記載のあるとおり、読み替えを行うこととしており、免許状の再発行は行いませんが、今後、無線局の変更又は再免許時を捉えて、新たに免許状を発給する際に条件を修正させていただきます。	無

1-2 賛成意見(個人から主なご意見[要旨])

意見種別	提出された主なご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
その他意見	・「他の無線局の運用に妨害を与えない」ことは無線通信における基本的な要件であるので、旧スプリアス基準の無線機のみが対象の要件ではないことから経過措置として特出しで追加することは不適切であるので改正分から削除すべきである。新スプリアス基準の無線機器には「他の無線局の運用に妨害を与えない」ことが要件として課されないかのような誤解を生じさせる。 ・無線設備規則等の改正の際は、情報通信審議会に諮問するなど、有識者や関係者による議論が行われるものと承知しているが、本件はその手続きが行われていない。	今般の旧スプリアス基準値については、新スプリアス基準値により、不要発射のレベル値が高く、一般の無線局より特に他の無線局の運用へ影響を与えるおそれが高いため、従来の経過措置期限(令和4年11月30日)を超える運用を認める代わりに、それらの新スプリアス基準に適合しない無線設備の使用については、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る旨条件を付すこととするものです。 改正案については意見募集を行った後、いただいたご意見も含め電波監理審議会において審議いただく予定です。	無

意見募集の結果及び総務省の考え方 [反対意見]

2-1 反対意見(法人・団体からのご意見[要旨])

分野	提出されたご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
アマチュア関係 [1件]	・改正案で示されている、全ての無線局を対象としかつ期間を限定しないとする新スプリアス規格への移行期限の延長には反対する。特に干渉上の影響が大きい等のために個別に免許されている免許局については、個別監理されていることや規格の不統一による将来の円滑な電波利用への影響も大きいものと考えられる。 ・仮に免許不要局を含めコロナ禍等により移行が困難な事例があれば、移行期限は原則当初のままとし、無線システムごと免許人ごと等に個別に移行期限の延長を認める制度に修正するべきである。 ・新スプリアス規格への移行期間は既に15年を経過しており、世界基準の変更を受けた総務省の移行方針に従い、これまでアマチュア局を含む多くの免許人等において、金銭面を含め大きな負担を行い移行に積極的に対応してきていることを踏まえた制度とするべきと考える。 ・総務省において、移行促進のための周知広報や機器の提供体制の充実等円滑な移行のための支援策を強化いただくよう要望する。 【(一財)日本アマチュア無線振興協会】	新型コロナウィルス感染症の拡大については、企業や個人の経済活動にも影響を与えており、この状況がいつまで継続するのか予見が困難であるところ、また、様々な業種において移行が遅れている状況であり、かつ、移行期限の延長に係る各種要望が上がっていることを踏まえ、移行期限について、当分の間とすることとしたものです。今後、新型コロナウィルス感染症の収束や社会経済状況等の回復を踏まえつつ、移行期限について総合的に検討するとともに、それまでの間については、早期に新スプリアス規格へ移行が図られるよう各免許人の状況に応じて対応していくこととしております。	無
製造・販売関係[3件]	・旧スプリアス機の期限延長に関して、移行期限が令和4年11月30日までとされていましたので、積極的に換装を促し、まだ使用できるのに換装して頂いた方が大勢いる。そのような背景があり、私ども供給会社としては対応に苦慮することが予想される。再度ご検討いただきたい。 【(株)光電製作所】 ・期限ぎりぎりまで旧スプリアス機を利用しようとしていた免許人と比べ公平性が保たれていない、まだ利用可能な送信機を破棄し決められた期日令和4年11月30日までに更新するという年次計画を立てられ更新されてこられた免許人もいる。これら公平性を考えて移行期間は御省が定め推進してきた当初の令和4年11月30日までとするべきであり、延期には反対する。 【岸無線サウンド(株)】 ・高齢化が進み、家族から心配されつつ長年続けてこられた70代~80代の船主たちは、新スプリアス機器に変えてまで続けることもないと廃業を選んでいる方もいる。そういう船主さんたちの立場を考慮してほしい。これらのことを考えると今回の一部改正「当分の間~」の緩和措置を素直に受けいれられない状況である。各船主からの批判も懸念される。各船主への説明はどこで行うのか、今回の一部改正の理由としてコロナ情勢とあるが、詳細な理由も分からないため、弊社において責任を負いかねる。残り1年半の期間があり、改正の再検討をお願いする。	ご意見提出者を含めこれまで計画的に対応してきていただいた各免許人や関係者の方々のご努力に深く感謝申し上げます。 新型コロナウィルス感染症の拡大については、企業や個人の経済活動にも影響を与えており、この状況がいつまで継続するのか予見が困難であるところ、また、様々な業種において移行が遅れている状況であり、かつ、移行期限の延長に係る各種要望が上がっていることを踏まえ、移行期限について、当分の間とすることとしたものです。改正案では、今後、新型コロナウィルス感染症の収束や社会経済状況等の回復を踏まえつつ、移行期限について総合的に検討することから「当分の間」の延長としており、新基準への移行を取り止めるものではありません。今後、新型コロナウィルス感染症の収束や社会経済状況等の回復を踏まえつつ、移行期限について総合的に検討するとともに、それまでの間については、早期に新スプリアス規格へ移行が図られるよう、各免許人の状況に応じて対応していくこととしております。	無

2-1 反対意見(個人からのご意見[要旨])

意見種別	提出された主なご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無	
不公平感 [6件]	・既に費用と労力をかけて新スプリアス規格に移行したものとの電波の公平利用の原則を欠く。 ・期限を延長することにより、期限までに新スプリアス機器を装置することができないため無線局を廃止した免許人と、廃止していない免許人との間に不公平が生じる。期限を延長することにより、令和4年11月30日までに、新スプリアス機器を装置することを計画していた免許人に混乱を与える恐れがある。無線機販売店は、コロナ禍により警備・イベントなどが急激に減少しており、オリンピックの延長によるキャンセルなど、大打撃を受けている。 ・漁業者の中には、農水省による経営継続補助金制度(25%補助)を活用し、泣く泣く取替えた者も少なくない。今回の経過措置の期限延長についての改正案は、真に「正直者が馬鹿を見る」改正と言わざるを得ない。 ・アマチュア無線を利用していますが、保証認定を受けて利用している。そのため、一定の費用がかかっている。また、期限までに間に合わせるために労力もかかっている。この努力が無意味になる。	新スプリアス規格の技術基準の改正については、平成17年(2005年)に改正し、約17年間の移行期限を設けて進めてきたところです。 また、各免許人の方々は計画的に対応してきていただいているものと考えておりますが、新型コロナウィルス感染による社会経済の影響等により、期限までに移行を達成することが困難な状況であるなど、各種要望を踏まえ、今般の改正を行うこととしました。 今後、新型コロナウィルス感染症の収束や社会経済状況等の回復を踏まえつつ、移行期限について総合的に検討するとともに、それまでの間については、早期に新スプリアス規格へ移行が図られるよう各免許人の状況に応じて対応していくこととしております。	無	
移行期限の延長の必要なし[6件]	・周知期間は、十分あり、移行期限の延期の必要はない。 ・さまざまな働きかけもなされている中、本来の期限である残り約1年半で移行を行うのは免許人等の当然の責務であり、それができない、すなわち技術基準等に適合しない無線機器が使用できるべきではない。 ・感染症影響があるとは言え、従前通りの期限を持って、新スプリアス規格に合致しない無線機の使用を許可すべきではない。 ・新規格不適合機器の使用ができなくても、社会生活基盤に与える影響がほとんどないアマチュア業務等においては、延長の必要性を感じない。 ・既に新スプリアス規格への移行について告知されてから10年以上経過しており、無線局の更新等が行われているのは確実で、新スプリアス規格への移行の準備は整っており、コロナの影響で遅滞するとは考えにくい。	新スプリアス規格の技術基準の改正については、平成17年(2005年)に改正し、約17年間の移行期限を設けて進めてきたところです。 また、各免許人の方々は計画的に対応してきていただいているものと考えておりますが、新型コロナウィルス感染による社会経済の影響等により、期限までに移行を達成することが困難な状況であるなど、各種要望を踏まえ、今般の改正を行うこととしました。 今後、新型コロナウィルス感染症の収束や社会経済状況等の回復を踏まえつつ、移行期限について総合的に検討するとともに、それまでの間については、早期に新スプリアス規格へ移行が図られるよう各免許人の状況に応じて対応していくこととしております。	無	

2-1 反対意見(個人からのご意見[要旨])

意見種別	提出された主なご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
移行期限の期 日の明確化 [4件]	・世界協定で決議さているにも拘らず、世間情勢に鑑みて、既に期限を切っている旧規定の利用期限を、無期限に延長とする事は今後の科学技術に発展のさらなる鈍化を招く虞を考慮すべきであり、期限の延長は反対である。 ・移行に相当の期間を設けて進めてきたにも関わらず未だ2割ほどが未移行とのことですが、期限を区切らず「当分の間」とした場合、この案件はいわゆる「凍結」となりかねない。 ・アマチュア局が新型コロナウィルスに感染する等して長期間の療養を要する場合等を除き、コロナ禍の影響によって当該申込の手続きが遅れるとは考えにくく、そのような場合には入院や療養等の事実を証明する資料の提出をもって移行期限の延長を認めればよく、移行期限の延長をすべからく「当面の間」と定めることは適当ではない。一方、保証機関による保証事務は、コロナ禍の影響で遅れが生じる可能性は十分に考えられるので、移行期限までに保証の申込を行えば移行を認めることは妥当と考えられる。	新型コロナウィルス感染症の拡大については、企業や個人の経済活動にも影響を与えており、この状況がいつまで継続するのか予見が困難であるところ、また、様々な業種において移行が遅れている状況であり、かつ、移行期限の延長に係る各種要望が上がっていることを踏まえ、移行期限について、当分の間とすることとしたものです。 今後、新型コロナウィルス感染症の収束や社会経済状況等の回復を踏まえつつ、移行期限について総合的に検討するとともに、それまでの間においては、早期に新スプリアス規格へ移行が図られるよう各免許人の状況に応じて対応していくこととしております。	無
その他意見	・改正案の「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り」という文言は、今回の対象機器にワイヤレスマイクや免許不要の特定小電力無線などが含まれていることを考えると、誰がどのようにその評価を出来るのか極めて疑問である。これが無線局免許状ないし無線従事者免許証を要する無線局の運用であれば一定程度その免許人(運用者)に「他の無線局の運用に妨害を与えない」適切な運用を期待してよいと思うが、今回の対象機器の使用者にそれを期待できるとは思えない。 ・アマチュア局の電波利用料を各局より500円を徴収していますよね?年間19億くらいの税収になると思いますが、この中から保証認定を受け直せというJARD/TSSの費用は捻出できませんか?無論、税金の使途ですから筋違いでしょうが、一般人はこうしたやり繰りを望んでいます。	ご指摘の「「他の無線局の運用に妨害を与えない」適切な運用を期待してよいと思うが、今回の対象機器の使用者にそれを期待できるとは思えない。」についてですが、仮に影響を与える側が免許不要局であった場合、その事実が確認され、継続的に影響を与える場合は、電波を停止するよう働きかけを行って参ります。また、電波利用料については共益費としてその使途が電波法に規定されており、現時点ではスプリアス確認保証の経費は使途として想定されておりません。	無

3-1 その他意見(法人・団体からのご意見[要旨])

分野	提出されたご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
消防関係 [1件]	・無線機にとどまらず、ETC、ワイヤレスマイク等にも関係している、スプリアス規格について、旧スプリアス規格の「アマチュア無線機」については、各メーカーが使用可能の証明をし、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会(JARD)等が適合確認手続(有料)を行い、令和4年11月30日以降も継続使用が出来るが、旧スプリアス規格の「特定小電カトランシーバー」については適合確認手続き等が行われておらず、令和4年11月30日以降、電波法により使用が認められない。・使われているのは消防団だけではなく、消防署での訓練、交通整理、量販店、イベント、レジャー等、多岐にわたる。・出力10mWの特定小電カトランシーバーについては規制の除外、又は、アマチュア無線機と同様に製造メーカーによる使用可能となる適合証明の公表をして頂きたく、働きかけのほどお願いする。 【鴻巣市消防団第六分団】	国際電気通信連合(ITU)の無線通信規則による国際基準を踏まえ、国内の全ての無線局の無線設備に対して規律をしております。電波の利用が多様化する中、身近な環境においても様々な無線システムの利用が増加しており、送信出力が低出力であっても無線システム間の干渉の可能性があるところ、周波数の稠密な利用の実現を図る必要があります。総務省はより適切な電波の利用環境整備に向けて、引き続き、新スプリアス規格への移行を推進していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。 なお、本改正案は、新型コロナウィルス感染症の拡大については、企業や個人の経済活動にも影響を与えており、この状況がいつまで継続するのか予見が困難であるところ、また、様々な業種において移行が遅れている状況であり、かつ、移行期限の延長に係る各種要望が上がっていることを踏まえ、旧スプリアス規格で技術基準適合証明等を取得している特定小電力トランシーバー等も含め、移行期限について、当分の間とすることとしたものです。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
船舶関係 [1件]	・海岸局の無線機について、現在27Mhz帯SSBの無線機を製作している企業は一社(三菱特機産業)のみである。10Wの出力で27MhzSSBの無線機の単価は弊社が見積を取ったところ1,428,000円という破格な価格を提示された。 ・静岡県下田市を出航し伊豆諸島のうち4島(神津島・式根島・新島・利島)の物資とお客様を運んでいるため、海岸局5台の新スプリアス対応の無線機が必要になる。714万円(工事費等除く)は大金であり、市場が整っていない状況で全て変えろとは酷な話である。・他に 1 旧スプリアス機種が新スプリアスに対応しているかの検査。 2 フィルターの装着 3 アマチュア無線機を利用した自作機としての登録(落成検査を受けて)も視野に入れております。いずれにしろ市場、検査業者等足りなく大混乱になることは必然であり、基盤を把握し整えてからからでも良いのではないかと考える。・東京都、静岡県と防災協定を結んでおり、津波が叫ばれている今日27Mhz帯無線の重要性は計り知れないものがある。無線は地震・津波による携帯の基地局の倒壊など通信不能を回避するための唯一の連絡手段になる。	27MHz帯SSB無線機に対するご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無

3-1 その他意見(法人・団体からのご意見[要旨])

分野	提出されたご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
製造・販売関係[1件]	・現場では実際に無線設備を使用しているお客様に数年前から説明し、了解いただけた方から機器の換装をして参りましたが、既に換装していただいた方々にご理解していただけるかが問題である。 ・「当分の間」の解釈がとても難しく、具体的な時期を示して頂きたい。例えば現状使用している環境に変更が無い間は使用継続を認めるとか、船舶局でいうと移設は出来ないがその間の使用は認めるとかのご判断が欲しい。 もう一つ疑問に思うのは、国土交通省関連の検定機器には継続使用が認められていることである。アマチュア機器もJARDの保証を受けると継続使用が可能です。何が根拠でそうなっているのか正確な理由は判りませんが、前述したことはそれと違わないのではないかということである。 どうぞ末端の使用者の不利益にならないようご検討をお願いする。 【有限会社大塚むせん商会】	ご意見提出者を含めこれまで計画的に対応してきていただいた各免許人や関係者の方々のご努力に深く感謝申し上げます。 新型コロナウィルス感染症の拡大については、企業や個人の経済活動にも影響を与えており、この状況がいつまで継続するのか予見が困難であるところ、また、様々な業種において移行が遅れている状況であり、かつ、移行期限について、当分の間とすることとしたものです。 今後、新型コロナウィルス感染症の収束や社会経済状況等の回復を踏まえつつ、移行期限について総合的に検討するとともに、それまでの間については、早期に応じて対応していくこととしておりますが、新基準への移行を取り止めるものではありません。 なお、旧スプリアス規格の無線設備であっても、型式検定合格機器については、現在でも設置が継続する限りは継続使用が認められております。また、旧スプリアス規格の無線設備で実力値が新スプリアス規格を満たしている場合には、届出を提出いただければ新スプリアス規格に適合する無線設備として扱うこととしております。アマチュア無線については他の無線システムと同様に免許人自身等で実力値を測定して届出を行う方法のほかに、新スプリアス規格を満たすことを保証業務実施者が審査した上で保証する方法もございます。	無

3-2 その他意見(個人からのご意見[要旨])

意見種別	提出された主なご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
移行期限の撤廃 [17件]	・アマチュア無線、市民ラジオ、特定小電力無線などは「当分の間」ではなく 恒久的に新スプリアス規格の適応を猶予すべきである。 ・アマチュア無線に新スプリアス規定を入れ込むという事自体が真のアマ チュア無線に与えられた使命を逸脱しているため、期限の延長ではなく撤廃 を要求したい。 ・現在運用されている特定小電カトランシーバー及びデジタル簡易無線、 Bluetooth等のその他免許不要とされる無線局等については、本省令改正に より除外する一方で、アマチュア無線を含む免許を要する無線局に関しては 新スプリアス規格への必要なのではないかと考える。	スプリアス発射の強度の許容値については、無線設備の技術的条件であり、国際電気通信連合(ITU)の無線通信規則による国際基準を踏まえ、国内の全ての無線局の無線設備に対して規律をしております。電波の利用が多様化する中、身近な環境においても様々な無線システムの利用が増加しており、周波数の稠密な利用の実現を図る必要があります。総務省はより適切な電波の利用環境整備に向けて、引き続き、新スプリアス規格への移行を推進していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。	無
スプリアス全般 [8件]	・旧スプリアス製品の使用を不能にすることを定める法令は、現時点では現実的でないと考える。 ・B帯・C帯ラジオマイクで起きている貸し施設内・貸し施設間での混信が放置されている状況等、必要なのに進まない機器更新を後押ししてほしい。・昔のETCが、使えなくなるとのことらしいですが、国の都合なので、ETC買い替え補助金を出してください。 ・手続きの煩雑さを減じ、不要な混乱を避けるために無線局の種類に応じて使用期限の読み替えを可能とする措置(通達など)を取って頂きたい。・無線局の開局も旧スプリアス規格での対応ができるようにお願いします。・「他の無線局の運用に妨害を与えない場合」の解釈を教えてほしい。・今回の意見募集の後、いつ改正・施行となるのか目安を教えてください。・アマチュア局の移行状況を教えてほしい。	スプリアス発射の強度の許容値については、無線設備の技術的条件であり、国際電気通信連合(ITU)の無線通信規則による国際基準を踏まえ、国内の全ての無線局の無線設備に対して規律をしております。電波の利用が多様化する中、身近な環境においても様々な無線システムの利用が増加しており、送信出力が低出力であっても無線システム間の干渉の可能性があるところ、周波数の稠密な利用の実現を図る必要があります。総務省はより適切な電波の利用環境整備に向けて、引き続き、新スプリアス規格への移行を推進していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。無線局免許状における無線設備の使用期限に係る条件については、今般の改正において、読み替え規定を設けているところ、免許状の記載内容の修正については、再免許又は変更申請の際、新たな免許状を発給する際に対応することとなります。また、新スプリアス規格による基準値を超える無線設備については、使用環境等により他の無線局の運用に妨害を与える可能性があるため、具体的な基準は設けないですが、他の無線局の妨害を与える場合には、当該無線設備の使用を止めてもらうこととなります。今後のスケジュールについては、今夏頃を目途に改正できるよう進めたいと考えております。アマチュア局の移行状況については、別添の参考資料をご参照ください。	無

3-2 その他意見(個人からのご意見[要旨])

意見種別	提出された主なご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
移行期限の期日 の明確化 [6件]	 ・当分の間の不確定期限でなく、確定期限とするように期日の記載をお願いする。 ・延長の基準が不明確であり、今後どのように対応すれば良いか指針が出せない。 ・JARDのスプリアス確認保証もある事から今のまま期限延長しないか、又は期限延長するなら1年程度で十分ではないか。 ・各メーカーも期限をユーザーに伝えたうえで切り替えの推進活動を行っており、「当分の間」となれば実質的に切り替えの必要がなくなり、推進ができなくなるため、「2年後に延長」等の明確な期限を設ける事が望ましい。 	新型コロナウィルス感染症の拡大については、企業や個人の 経済活動にも影響を与えており、この状況がいつまで継続する のか予見が困難であるところ、また、様々な業種において移行 が遅れている状況であり、かつ、移行期限の延長に係る各種要 望が上がっていることを踏まえ、移行期限について、当分の間と することとしたものです。 今後、新型コロナウィルス感染症の収束や社会経済状況等の 回復を踏まえつつ、移行期限について総合的に検討するととも に、それまでの間については、早期に新スプリアス規格へ移行 が図られるよう各免許人の状況に応じて対応していくこととして おります。	無
アマチュア制度 [5件]	・アマチュア無線に、新スプリアスを適合させようとしているのは、日本ぐらいではないか。 ・アマチュア無線局の保証認定の認定方法が検査を行うのではなく、旧技適・JARL技適で保障が行われ、その装置を譲渡・転売を行えば再度保証認定が必要になり再度申請が必要になる。型番や機種番で保障認定を行うのであれば、該当装置に新技適を発布する制度に改めるべきである。 ・HL-550FX のリニアアンプについて、スプリアス確認保証可能なリニアアンプとして追加のご検討お願いする。 ・現行の検定制度を廃止し、自己認証により電波法順守を確約させる。 ・アマチュア無線従事者は現行の4資格から2資格(国内限定:法規と工学→現資格すべて限定解除:国内限定資格(海外局との交信不可)と英語{英検3級以上を想定し、2総通、海上及び航空通信士取得者(科目合格を除く)は免除})に改めること。 ・申請すればコールサインを発給し、移動及び固定の区別を無くすこと。	スプリアス発射の強度の許容値については、無線設備の技術的条件であり、国際電気通信連合(ITU)の無線通信規則による国際基準を踏まえ、国内の全ての無線局の無線設備に対して規律をしております。電波の利用が多様化する中、身近な環境においても様々な無線システムの利用が増加しており、周波数の稠密な利用の実現を図る必要があります。総務省はより適切な電波の利用環境整備に向けて、引き続き、新スプリアス規格への移行を推進していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。なお、いただいたご要望については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
不公平感 [2件]	 ・今回は免罪符のようなアマチュア無線局の保証認定で出費された方々の憤慨は著しいものがある。 ・「新スプリアス規格への移行期限の延長」を施行するなら事前にスプリアス対策を行った事に対して何らかの救済措置を行ってもらいたい。 	スプリアス発射の強度の許容値については、無線設備の技術的条件であり、国際電気通信連合(ITU)の無線通信規則による国際基準を踏まえ、国内の全ての無線局の無線設備に対して規律をしております。電波の利用が多様化する中、身近な環境においても様々な無線システムの利用が増加しており、周波数の稠密な利用の実現を図る必要があります。総務省はより適切な電波の利用環境整備に向けて、引き続き、新スプリアス規格への移行を推進していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。	無

3-2 その他意見(個人からのご意見[要旨])

意見種別	提出された主なご意見(要旨)	総務省の考え方	改正案の 修正の有無
その他意見	・他の無線局への混信・妨害除去の観点からは、アマチュア局免許の有無にかからわず、例えば430MHz帯下端430.0000MHzでFM音声通信を行い、アマチュアバンド外への不要輻射を発出している不法局または違法局の存在がより深刻であり、本事実にもかかわらず該当局の取り締まりが効率的に行われているとは到底考えられない。	不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、取締、周知等の取組を引き続き適切に実施してまいります。	無